

(仮称) 岩手中部広域クリーンセンター
整備及び運営事業

落札者決定基準

平成 23 年 12 月

岩手中部広域行政組合

－ 目 次 －

1. 落札者決定基準の位置付け	1
2. 落札者決定の手順	1
(1) 資格審査	1
(2) 事業提案審査	1
(3) 落札者の決定	2
3. 事業提案審査の方法	3
(1) 基礎審査	3
(2) 非価格要素審査	3
(3) 価格審査	8
(4) 総合評価	8

1. 落札者決定基準の位置付け

(仮称)岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下「民間事業者」という。)には、施設の設計・施工及び運営・維持管理等に関する専門的な技術やノウハウが求められる。そのため、民間事業者の募集・選定に当たっては、価格だけでなく、性能、機能、技術等の提案を総合的に評価し落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

本落札者決定基準は、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するために、入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準を示すものである。なお、この基準は、入札に参加しようとする者を対象に提示する入札説明書と一体のものである。

2. 落札者決定の手順

落札者決定の手順は、図-1に示すとおりとする。なお、(仮称)岩手中部広域クリーンセンター整備及び運営事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が優秀提案を選定し、その結果を受けて組合が落札者を決定する。

(1) 資格審査

応募者から提出された資格審査申請書等を基に、入札説明書の第3の4「入札参加資格要件」に示した事項を満たしているかどうかの確認を行う。入札参加資格要件を満たしていることが確認された応募者のみ、次段階の事業提案審査に参加できるものとし、入札参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。なお、資格審査結果については全応募者に対して通知する。

(2) 事業提案審査

ア. 基礎審査

事業提案書類に記載された内容が本落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていること、ならびに入札価格が予定価格を超過していないことを確認する。

当該要件をいずれも満たしていることを確認した応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むことができるものとし、満たしていない応募者は失格とする。

イ. 非価格要素審査

応募者から提出された非価格要素提案書、技術提案書及び事業計画書の提案内容を定量的に評価して得点化する。なお、非価格要素審査に当たってヒアリングを実施する。

ウ. 価格審査

入札価格を得点化する。

エ. 総合評価及び優秀提案の選定

選定委員会は、非価格要素審査と価格審査の得点を加えて総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い優秀提案を選定する。

(3) 落札者の決定

選定委員会における優秀提案の選定結果に基づいて、組合が落札者を決定する。

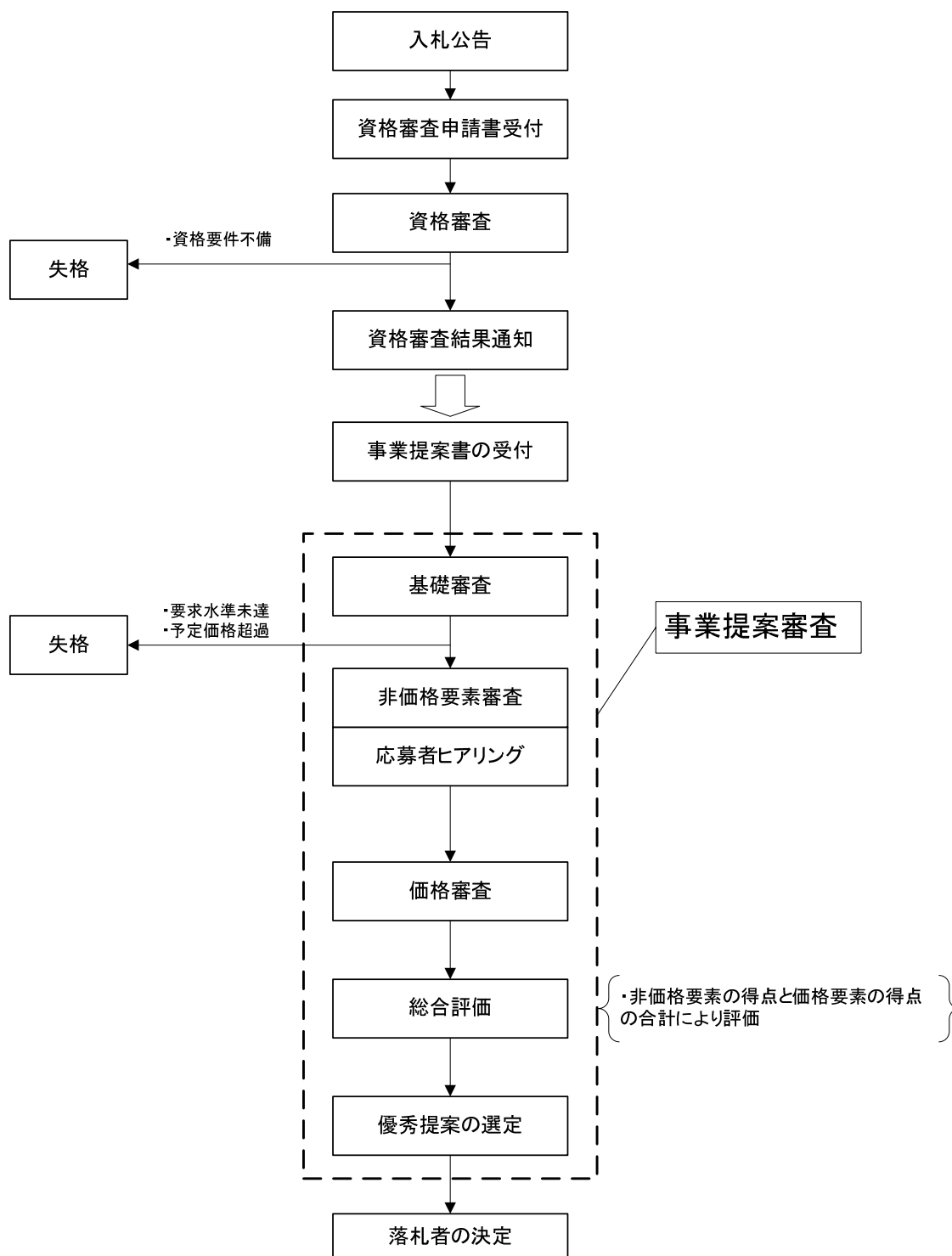


図-1 落札者決定の手順

3. 事業提案審査の方法

(1) 基礎審査

応募者が提出した事業提案書により、次に示す基礎審査項目を満たしているかどうかを組合が確認する。

◆ 提出書類の整合確認

- 必要な書類がそろっているか。
- 書類間の整合が図られているか。

◆ 事業計画の整合確認

- 入札価格が予定価格を超過していないか。
- 入札価格と事業計画に関する提案書の金額が整合しているか。

◆ 事業提案書の要求水準確認

- 事業提案内容が要求水準を満たしているか。

(2) 非価格要素審査

ア. 審査項目の配点

非価格要素審査においては、事業計画、設計・施工業務、運營業務のそれぞれに関する事項について評価し、得点化する。審査項目、設問、評価の視点及び配点は表-2に示すとおりとする。なお、配点は100点を満点とするが、非価格要素審査点を算出する際は次の方法で得点化する。

非価格要素審査点＝配点×0.6

※得点は小数点第4桁を四捨五入して、小数点3桁まで算出する

イ. 審査項目の採点基準

各審査項目は、表-1に示す5段階により評価し、得点化する。

表-1 審査項目の採点基準

評価	採点基準	得点化方法
A	特に優れている	配点×100%
B	優れている ～ 特に優れている の中間	配点×75%
C	優れている	配点×50%
D	要求水準を満たす程度 ～ 優れている の中間	配点×25%
E	要求水準を満たす程度	配点×0%

表-2 非価格要素審査における審査項目と配点

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
1. 事業計画に関する事項			20 点	
(1) 本事業に対する基本姿勢	a. 本事業の取組方針について述べてください。	・施設整備に係るコンセプト（安全・安定処理に優れた施設、環境にやさしい施設、循環型社会に寄与する施設、経済性に優れた施設）を実現するための観点から、本事業に関する取組方針が適切であるか。 ・施設整備、運営等の各種業務を一体的・長期的かつ安定的に実施するための方針が示されているか。 ・本事業に対する意欲があるか。	3 点	5-1
	b. 本事業の実施体制について述べてください。	・応募者の実施体制が適切であるか。 ・応募者が安定した健全な財務能力を有した企業で構成されているか。 ・バックアップ体制が具体的かつ適切であるか。	4 点	5-2
	c. 本事業の構成員等の役割分担について述べてください。	・応募者を構成する各企業の役割分担（業務内容等）が具体的かつ適切であるか。	3 点	5-3
(2) 本事業の安定性に対する基本方針	a. 本事業の長期収支計画の安定性について述べてください。	・S P C の安定化方策として、優れた提案がなされているか。 ・不測の事態への対応策として、優れた提案がなされているか。	4 点	5-4
	b. 本事業のリスク管理方針について述べてください。	・想定されるリスク及びリスクヘッジの方策が具体的かつ適切であるか。 ・セルフモニタリングの内容が具体的かつ適切であるか。	6 点	5-5
2. 設計・施工業務に関する事項			50 点	
(1) 機械設備の設計・施工	a. 処理システムの信頼性・安定稼働に対する特徴を具体的に述べてください。	・処理システムの特徴が、実績に基づく技術改善（改良）事例などから信頼できるものであるか。 ・処理システムの特徴が、ごみ量変動・ごみ質変化に対応したものであるか。	5 点	5-6
	b. 処理システムの非常時（地震・火災・停電時）等での安全性確保に対する考え方及び特徴を具体的に述べてください。	・安全性確保に対する考え方及びその特徴が具体的かつ適切であるか。 ・処理システムの特徴が、二次災害の防止に配慮した内容となっているか。	5 点	5-7

審査項目	設問	評価の視点	配点	様式 No
	c. 処理システムの環境配慮に対する特徴を具体的に述べてください。	・C02 排出量低減に寄与する電力消費及び燃料等使用を低減するための設備上の考え方及びその特徴が具体的かつ適切であるか。 ・電力消費及び燃料等使用に伴う C02 排出量低減効果が、実績に基づく技術改善（改良）事例などから信頼できるものであるか。	5 点	5-8
	d. 処理システムの熱エネルギー回収に対する特徴を具体的に述べてください。	・高効率ごみ発電を実現するための設備上の考え方及びその特徴が具体的かつ適切であるか。 ・省資源、省エネルギーの達成効果が、実績に基づく技術改善（改良）事例などから信頼できるものであるか。	5 点	5-9
	e. 処理システムの最終処分量負荷低減に対する特徴を具体的に述べてください。	・3 市 1 町の処分場で処分する最終処分量を低減するための設備上の考え方及びその特徴が具体的かつ適切であるか。 ・最終処分量の削減効果が、実績に基づく技術改善（改良）事例などから信頼できるものであるか。	9 点	5-10
	f. 処理システムの副生成物有効利用に対する特徴を具体的に述べてください。	・副生成物を確実に有効利用するための設備上の考え方及びその特徴が適切であるか。 ・副生成物の有効利用についての達成効果が実績に基づく技術改善（改良）事例などから信頼できるものであるか。	3 点	5-11
(2) 土木・建築物等の設計・施工	a. 全体配置計画及び動線計画において、配慮した事項及び要求水準書の内容に対して独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	・動線計画との整合の観点から、全体施設配置計画が適切であるか。 ・施設へのスムーズな搬出入ならびに災害時等の安全性確保の観点から動線計画が適切であるか。 ・事業用地内で外構を含め、冬期対策への配慮がなされた計画として適切であるか。 ・その他、要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。	4 点	5-12
	b. 外観デザイン計画において、配慮した事項及び要求水準書の内容に対して独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	・工場棟（煙突を含む）及び管理棟が周辺環境と調和した外観デザインとなっているか。 ・その他、要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。	3 点	5-13

審査項目		設問	評価の視点	配点	様式 No
		c. 建築計画・建築設備計画等において、配慮した事項及び要求水準書の内容に対して独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	・機械設備における機能確保の観点から適切であるか。 ・見学者に対する配慮が十分なされているか。 ・建築構造・仕上げにおいて、冬期対策への配慮がなされた計画として適切であるか。 ・その他、要求水準を超える独自の創意工夫がなされているか。	3 点	5-14
(3) その他 関連業務	a. 施設整備工程の立案にあたり、配慮した内容について具体的に述べてください。	・施設整備の工程内容が、事業スケジュールを踏まえ適切であるか。	2 点	5-15	
	b. 建設工事期間中の公害防止対策、地域住民への配慮等について、具体的に述べてください。	・建設工事中の公害防止対策、地域住民への配慮等が適切であるか。	2 点	5-16	
	c. 地元貢献への配慮等について、具体的に述べてください。	・地元雇用に配慮しているか。 ・地元経済の活性化に配慮しているか。	4 点	5-17	
3. 運営業務に関する事項				30 点	
(1) 基本的 事項	a. 運営人員体制と勤務体制について具体的に述べてください。	・運営人員体制及び勤務体制の指揮命令系統が明確で、適切な人数が配置されているか。 ・組合への連絡体制が確立されているか。	3 点	5-18	
	b. 安全衛生管理及び安全教育の方法について具体的に述べてください。	・適切な安全衛生管理を実施するためのPDCA サイクルが構築されているか。 ・運転・安全教育の内容や実施回数が適切かつ効果的であるか	3 点	5-19	
	c. 地元貢献について具体的に述べてください。	・地元雇用に配慮しているか。 ・地元経済の活性化に配慮しているか。 ・地域社会への貢献に配慮しているか。	6 点	5-20	
(2) 受入・ 運転管理 業務	a. 処理対象物の受入方法について具体的に述べてください。	・処理対象物の計量からごみ処理手数料の徴収までの効率化を図る工夫がなされているか。 ・処理不適物を除去するために行う処理対象物の性状の確認方法が具体的かつ適切であるか。	3 点	5-21	
	b. 副生成物の有効利用方法について具体的に述べてください。	・副生成物の有効利用先の引き取り等が運営期間を通して確実であるか。 ・副生成物の有効利用先のリスク管理に確実性があるか。	6 点	5-22	

審査項目		設問	評価の視点	配点	様式 No
	(3) 維持管理業務	a. 機械設備の維持管理業務について具体的に述べてください。	・機械設備の機能を維持するための考え方が具体的かつ適切であるか。 ・20 年 6 箇月間にわたる運営期間中の維持管理計画が具体的かつ適切であるか。 ・運営期間終了後、約 10 年間の維持管理計画が具体的かつ適切であるか。	3 点	5-23
		b. 建築物等の維持管理業務について具体的に述べてください。	・建築物、建築設備、外構施設の機能を維持するための考え方が具体的かつ適切であるか。 ・20 年 6 箇月間にわたる運営期間中の維持管理計画が具体的かつ適切であるか。 ・運営期間終了後、約 10 年間の維持管理計画が具体的かつ適切であるか。	3 点	5-24
	(4) 環境管理・その他関連業務	a. 環境管理業務に係る要求水準書の内容に対して配慮した事項及び独自に工夫した事項について具体的に述べてください。	・計測管理、運転データの記録、報告方法が要求水準書を超える独自の創意工夫がなされているか。 ・運転データの情報公開が要求水準書を超える独自の創意工夫がなされているか。	3 点	5-25

(3) 価格審査

価格審査点については、40 点満点のうち、施設整備費の配点を 15 点、運營業務委託費＋セメント処理委託費（「ストーカ炉＋セメント資源化方式」に限る。）－売電等による収入－副生成物の売却による収入（以下「運營業務委託費等」という。）の配点を 25 点とし、次の方法で得点化する。

価格審査点＝施設整備費価格点＋運營業務委託費等価格点

施設整備費価格点＝施設整備費の配点×最低入札価格／入札価格

運營業務委託費等価格点＝運營業務委託費等の配点×最低入札価格／入札価格

※得点は小数点第 4 桁を四捨五入して、小数点 3 桁まで算出する

(4) 総合評価

非価格要素審査点と価格審査点の合計値を総合評価点とし、その点数が最も高い提案を優秀提案として選定する。総合評価点の最も高い提案が複数ある場合には、非価格要素審査点が高い方の提案を優秀提案とする。

総合評価点＝非価格要素審査点＋価格審査点